理事及び監事に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

一般社団法人日本スローフード協会役員等の報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、法令及び一般社団法人日本スローフード協会定款（以下、「定 款」という。）第２９条の規定に基づき、一般社団法人日本スローフード協会（以下「協会」という。）の理事及び監事（以下、「役員等」という。） の報酬の基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

⑴ 役員とは、定款第２３条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

⑵ 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。

⑶ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（報酬の種類）

第３条 役員等の報酬は、常勤役員にあっては常勤役員報酬とし、非常勤役員については定款第２９定に基づき、無報酬とする。

２ 役員等には賞与及び退職金は支給しない。

（常勤役員報酬の決定基準）

第４条 各常勤役員報酬月額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えない範囲で、社員総会で決定する。

⑴ 代表理事 ５０万円

⑵ 理事 ４０万円

（報酬の支払方法）

第５条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２ 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

３ 常勤役員報酬の支給日は、毎月２０日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

（日割計算）

第６条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

２ 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

３ 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

４ 第１項又は第２項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第７条 この規程により計算した金額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（改正）

第８条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

（補則）

第９条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

　この規程は、２０２０年３月１４日から施行する。